

エコマーク商品類型 No.148

「楽器 Version1.1」

認定基準書

—適用範囲—

分類 A. 消音ピアノユニット

制 定 日 2011年6月15日
最新改定日 2019年4月1日
有 効 期 限 2028年6月30日

(公財)日本環境協会

エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.148 「楽器 Version1.1」 認定基準書

分類 A. ～消音ピアノユニット～

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

「楽器」は教育現場や家庭などにおいて、私たち消費者に接する機会が多い身近な製品である。

「日本の統計 2009」(総務省統計局)によると、2008年の日本国内における楽器(ピアノ、電子オルガン、電子キーボード、管楽器、ギター・電気ギター)の生産量は667,000台(販売量917,000台)、販売額は850億円にのぼる。日常使用される家電製品などの販売額に比べれば大きな額ではないが、玩具などの嗜好品の中では、比較的大きな販売額であるといえる。

楽器分野においては、環境問題について語られることはこれまでほとんどなかった。管楽器や弦楽器などにおいて、良い音を出すために高品質で希少な材料が求められることがあるが、その使用量は社会全体からみればさほど大きくはない。また電子楽器などの電力消費量も家電製品などに比べるとかなり小さく、製品の廃棄が取り立てて問題視されるようなこともなかった。

しかしながら、「楽器」は情操分野に属し、教育現場や家庭などに密接した商品であることから、楽器の演奏を通して環境問題について考えるなど、環境教育面での効果が十分に期待できる。また、環境問題を訴える音楽家も多いことから、楽器ユーザーの環境マインドを刺激するなど、環境活動における普及啓発の側面を担うことも可能と思われる。

そこで、本商品類型では、まず分類 A として、楽器のうちアコースティックピアノ(以下、「ピアノ」と略す)の長期使用を助長する「消音ピアノユニット」を取り扱うこととした。

「消音ピアノユニット」は従来のピアノに、ユニットを取り付けることで、音を鳴らさずに鍵盤の動きをデジタル信号化、ピアノ音をモデリングするものである。本商品類型分類 A では、「消音ピアノユニット」を推奨することで、家庭で眠っているピアノの長期使用の阻害要因を取り除き、消費者に対して、「廃棄」の前に「再生」という選択を促すことを目的とする。

2. 適用範囲

消音ピアノユニット

(消音を主たる機能とする製品であれば、消音以外の付加機能が付いた製品も適用範囲とする。ただし、既に使用されている(または使用されうる)ピアノに後付けする

ものを対象とし、新品ピアノの出荷時に取り付けるものは除く。)

3. 用語の定義

アコースティックピアノ	発音に電気を使用しないピアノ。グランド・ピアノとアップライト・ピアノの2種類がある。
消音ピアノユニット	アコースティックピアノに取り付けて、弦を鳴らさず（ピアノ本来の音を鳴らさず）に、打鍵などの動きから電子音源を鳴らすことを可能にする後付け電子機器ユニットのこと。電子音源はヘッドフォンを通して聴くことが可能であり、切替えにより、アコースティックピアノも演奏ができる。（新品ピアノに対して工場出荷時に取り付けることも可能であるが、本基準では後付けのみを扱う。）
筐体	フレームを含めた外装カバー。
筐体部品	機器を環境影響から保護すると共に、ユーザーと可動部品、発光部品または高電圧部品との接触を防ぐ部品。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分を言う。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(1) 製品は、既に使用されている（または、現在は休眠状態にあるが今後使用されうる）ピアノに消音機能を付与することで、“ピアノの廃棄”という選択を“長期使用”へと転換するよう、以下の a.および b.について対応していること。

- a. 既に使用されている（または、現在は休眠状態にあるが今後使用されうる）ピアノ（アップライトピアノ、グランドピアノ）へ、ピアノ本来の機能を損なわず、後付けが可能であること。
- b. 設計上、後付けが可能であるピアノの機種名を、メーカーのホームページなどで情報公開していること。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また本事項を明記した取扱説明書、パンフレット、ホームページなどの該当部分の写しを提出すること。

(2) 修理の受託体制が整備され、製品ユーザーの依頼に応じて修理を行っていること（リペアシステム）。また、ユーザーに対して、修理体制などに関する以下 a.～d.の情報を取扱説明書、パンフレット、ホームページなどで提供していること。

- a. 修理を受託すること、および受託体制についての情報

- b. 修理の範囲（サービス内容）、連絡先などに関する情報
- c. ピアノの長期使用につながる適正な使い方に関する情報
- d. 使用後の製品の取り外しおよび回収・リサイクルに関する情報（問合せ窓口があることなど）

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。またユーザーへの情報を記載した取扱説明書、パンフレット、ホームページなどの該当部分の写しを提出すること。

- (3) 消音機能部分（打弦防止機構、打鍵センシング装置、電子音源聴取装置）の使用時における消費電力が、20W 以下であること。

【証明方法】

消音機能部分の使用時における消費電力の測定値を、付属証明書に記載すること。

- (4) 製品における鉛・水銀・カドミウムおよびそれらの化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル（PBB）、ポリブロモジフェニルエーテル（PBDE）の含有率が、JIS C 0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の付属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質および含有率基準値）の基準値以下（表 1）であり、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書 B に準ずるものであること。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950：2008 に準ずるものとする。

プリント基板^{※1}は、ポリブロモビフェニル（PBB）、ポリブロモジフェニルエーテル（PBDE）または、短鎖塩素化パラフィン（鎖状 C 数が 10～13、含有塩素濃度が 50% 以上）を処方構成成分として添加していないこと。

※1) 半導体を含まない状態のプリント基板をさす。

表 1 特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質および含有率基準値

物質の名称	含有率基準値 [wt%] ^{※2}
鉛及びその化合物	0.1
水銀及びその化合物	0.1
カドミウム及びその化合物	0.01
六価クロム化合物	0.1
ポリブロモビフェニル（PBB）	0.1
ポリブロモジフェニルエーテル（PBDE）	0.1

※2) wt%は、製品重量を基準とした含有率。製品重量が 1kg の場合、0.1wt%は 1g

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また確認方法を記載すること。

- (5) 25g 以上のプラスチック製筐体および筐体部品は、ハロゲン元素を含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。ただし、プラスチック材料の物理的な特性の改善のために使用される有機フッ素添加物（例：アンチドリッピング剤〔含有量 0.5 重量%以下〕など）は除く。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また付属証明書の記入表「25g 以上の筐体プラスチック製部品に使用しているプラスチック材料リスト」を提出すること。

- (6) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業者もしくは当該工場長が発行する証明書（環境法規等の名称一覧の記載または添付）を提出すること。

また、過去 5 年間に受けた行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a. および b. の書類を提出すること。

- a. 違反事実に関する、行政機関などからの指導文書（改善命令、注意なども含む）、およびそれらに対する回答書（原因、是正結果などを含む）の写し（一連のやりとりがわかるもの）
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5) の資料（記録文書の写し等）
 - 1) 工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
 - 2) 実施体制（組織図に役割等を記したもの）
 - 3) 記録文書の保管について定めたもの
 - 4) 再発防止策（今後の予防策）
 - 5) 再発防止策に基づく実施状況（順守状況として立入検査等のチェック結果）

4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (7) 製品の取り付け（または、取り外しおよび製品の回収）は、ピアノの調律に詳しい、メーカーが認定した専門技術者が行っていること。

【証明方法】

製品の取り付け（取り外し）を行う専門技術者の認定方法や依頼方法および専門技術者の責務について説明した文書を提出すること。

(8) 品質規格を定め、品質規格に適合した製品のみを出荷していること。

【証明方法】

該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。

5. 商品区分、表示など

(1) 商品区分（申込単位）は、品番毎とする。ただし、同一の商品ブランドかつ製品規格が同等で、取り付け対象ピアノ機種により品番を分けている場合は、同一商品区分として取り扱う。

(2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



（表示方法に関する注記）

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、次に示すような「エコマーク（英語表記も可）」を含む表現を使用してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
[\(https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/\)](https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/)
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
[\(https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/\)](https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/)

2011年6月15日	制定 (Version1.0)
2012年7月13日	改定 (5.(3)(4)削除 Version1.1)
2017年3月27日	有効期限延長
2019年4月1日	改定 (5.(2)マーク表示)
2022年3月1日	有効期限延長
2028年6月30日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。